

伊佐市農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月28日（火）午前9時2分から9時43分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (24人)

会 長 13 番委員

委 員

農業委員

1 番委員	7 番委員
2 番委員	9 番委員
4 番委員	10 番委員
5 番委員	11 番委員
6 番委員	12 番委員

農地利用最適化推進委員

2 番推進委員	8 番推進委員
3 番推進委員	9 番推進委員
4 番推進委員	10 番推進委員
5 番推進委員	11 番推進委員
6 番推進委員	13 番推進委員
7 番推進委員	14 番推進委員
	15 番推進委員

4. 欠席委員 (2人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 4 番委員 5 番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）

申出」の意見決定について

議案第4号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長

農地振興係書記

農地振興係書記

【開始時間 午前9時02分】

事務局 長	おはようございます。只今より、令和6年度第10回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。 本日の出席人数は11名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく願います。
議長	皆様おはようございます。今月から農業者年金の推進に入っていきます。この制度は、農業をされている方にとっては非常にいい制度です。2月28日までが推進期間になっておりますのでよろしくお願いいたします。今年もよろしくお願いいたします。 本日の議事録署名委員を指名いたします。4番農業委員と5番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。 只今より総会を始めます。 ————— 諸般報告 —————
議長	事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。
事務局	報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料の1ページから12ページになります。農地法3条解約が2件、農業経営基盤強化促進法による解約が40件、農地中間管理機構経由による解約が2件、計44件です。以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。） ————— 議案第1号 —————
議長	なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。
事務局	議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見

		決定についての貸借について説明いたします。資料 30 ページの総括表をご覧ください。期間は 2 年から 20 年で、面積は 285,199 m ² で利用権を設定する者の数が 82 人、設定を受ける者の数は 38 人です。土地の詳細につきましては、資料 13 ページから 29 ページ、番号 1 番から 83 番です。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。
議	長	事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。議案第 1 号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。 ————— 議案第 2 号 —————
議	長	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号 1 番から 21 番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。整理番号 1 番について、5 番農業委員の報告を求めます。
5 農 業 委 員	番	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 1 番につきまして、去る 1 月 23 日に現地調査を行いましたので、5 番が報告いたします。 申請人 KKさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は 88 歳です。 渡し人 AJさんは、富山県富山市婦中町砂子田に居住される市外住民で年齢は 65 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字屋敷前 1566 番 1 ほか 2 筆、地目は全て田、地積は 3 筆合計で 1,206 m ² の所有移転贈与になります。 農業従事者は 1 名で、通作距離は約 300m で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当し

		ないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号 2 番について、2 番農業委員の報告を求めます。
2 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 2 番につきまして、1 月 23 日に現地調査を行いましたので、2 番が報告いたします。 申請人 KKさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は 70 歳です。 渡し人 TKさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は 81 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈南浦字木場 743 番、地目は田、地積は 1,203 m²の所有移転売買になります。 農業従事者は 2 名で、通作距離は約 500m で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号 3 番について、1 番農業委員の報告を求めます。
1 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 3 番につきまして、1 月 24 日に現地調査を行いましたので、1 番が報告いたします。 申請人 NHさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は 58 歳です。 渡し人 TMさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は 88 歳です。 申請地は、伊佐市大口篠原字才平 1428 番ほか 3 筆、地目は全て田、地積は 4 筆合計で 5,282 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は 4 名で、通作距離は約 1 km以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号 4 番について、9 番農業委員の報告を求めます。

9 番 農 業 委 員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番につきまして、1月23日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。 申請人 MMさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は67歳です。 渡し人 YMさんは、熊本県熊本市中央区琴平本町に居住される市外住民で年齢は45歳です。 申請地は、伊佐市大口山野字新開 1578 番ほか2筆、地目は全て田、地積は3筆合計で 3,078 m²の所有権移転贈与になります。 農業従事者は1名で、通作距離は約3kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号5番について、4番農業委員の報告を求めます。
4 番 農 業 委 員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る1月23日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。 申請人 YTさんは、伊佐市大口上町に居住され、年齢は62歳です。新規就農者です。 渡し人 OHさんは、福岡県大野城市筒井に居住される市外住民で年齢は84歳です。 申請地は、伊佐市大口大田字高田 1266 番1ほか4筆、地目は全て田、地積は5筆合計で 1,921 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号6番について、12番農業委員の報告を求めます。
1 2 番 農 業 委 員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る1月21日に現地調査を行いましたので、12番が報告いたします。

議 長
1 1 番
農 業 委 員

申請人 YKさんは、始良市永池町に居住される市外住民で年齢は 66 歳です。

渡し人 YMさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は山田で年齢は 90 歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字前田 3585 番 1 ほか 3 筆、地目は全て田、地積は 4 筆合計で 5,422 m²の所有権移転贈与になります。

農業従事者は 2 名で、通作距離は約 40 km で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。

整理番号 7 番から 10 番について、11 番農業委員の報告を求めます。

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番 7 番から 9 番につきまして、去る 1 月 23 日に現地調査を行いましたので、11 番が報告いたします。

申請人 KYさんは、大口木ノ氏に居住され、年齢は 77 歳です。

渡し人 IAさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は 66 歳です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字坂ノ上 1067 番 1、地目は畑、地積は 2,866 m²の所有権移転売買になります。

続きまして、整理番号 8 番、申請人は KYさんです。

渡し人 YTさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は 63 歳です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字坂ノ上 1068 番ほか 3 筆、地目は全て畑、地積は 4 筆合計で 3,766 m²の所有権移転売買になります。

続きまして、整理番号 9 番、申請人は同じく KYさんです。

渡し人 KMさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は 73 歳です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字脇牟田 334 番 12、地目は田、地積は 470 m²の自作地相互の交換になります。

申請人の農業従事者は 3 名で、通作距離は約 200m で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

続いて、整理番 10 番につきまして、去る 1 月 23 日に現地調査を行いましたので、11 番が報告いたします。

申請人 KMさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は 73 歳です。

		渡し人 KYさんは、大口木ノ氏に居住され、年齢は77歳です。 申請地は、伊佐市大口木ノ氏字脇牟田334番10、地目は田、地積は450㎡の自作地相互の交換になります。 農業従事者は2名で、通作距離は約200mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号11番について、2番農業委員の報告を求めます。
2 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号11番につきまして、去る1月23日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。 申請人 SYさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は24歳です。 渡し人 ITさんは、滋賀県湖南市下田に居住される市外住民で年齢は68歳です。 申請地は、伊佐市菱刈南浦字乱橋2950番、地目は田、地積は1,810㎡の所有権移転売買になります。 農業従事者は2名で、通作距離は約15kmで現在管理不足であるため申請人が整備し耕作する計画です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号12番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号12番につきまして、去る1月23日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。 申請人 ADさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は43歳です。 渡し人 IKさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は60歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字コモ古川420番1ほか1筆、地目は全て田、地積は2筆合計で3,045㎡の所有権移転売買になります。 農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで現況は良く管理された農地で

	す。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号13番から19番について、7番農業委員の報告を求めます。
7 番 農 業 委 員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号13番から19番につきまして、去る1月22日と23日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。 整理番号13番から19番の申請人は NHさんで、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は46歳です。13番から19番まで全て所有移転売買になります。 13番の渡し人は HYさんで、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は74歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字馬頭水流5228番1、地目は畑、地積は1,849㎡です。 14番の渡し人は HMさんで、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は69歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字馬頭水流5248番、地目は畑、地積は3,125㎡です。 15番の渡し人は UYさんで、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は81歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字馬頭水流5226番3、地目は畑、地積は833㎡です。 16番の渡し人は KTさんで、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は80歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字馬頭水流5226番2、地目は畑、地積は1,112㎡です。 17番の渡し人は MTさんで、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は69歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字天神後5215番2ほか2筆、地目は全て畑、地積は3筆合計で6,334㎡です。 18番の渡し人は KMさんで、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は82歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字馬頭水流5226番1、地目は畑、地積は1,000㎡です。

		19 番の渡し人は Y S さんで、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は 95 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈川北字西山 3770 番 3、地目は畑、地積は 701 m² です。 農業従事者は 3 名で、通作距離は 13 番から 18 番が約 3km、19 番が約 500m で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号 20 番について、6 番農業委員の報告を求めます。
6 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 20 番につきまして、去る 1 月 23 日に現地調査を行いましたので、6 番が報告いたします。 申請人 T S さんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は 46 歳です。新規就農者です。 渡し人 A T さんは、京都府城陽市市辺西川原に居住される市外住民で年齢は 67 歳です。 申請地は、伊佐市大口平出水字向江野 1183 番 1 ほか 7 筆、地目は全て田、地積は 8 筆合計で 4,839 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は 1 名で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号 21 番について、12 番農業委員の報告を求めます。
1 2 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 21 番につきまして、去る 1 月 21 日に現地調査を行いましたので、12 番が報告いたします。 申請人 Y T さんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は 40 歳です。 渡し人 Y M さんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は 79 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字宮之元 3366 番 8、地目は田、地積は 2,101

		m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は1名で、通作距離は約1km以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から21番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号1番から21番については許可が決定いたしました。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数21件について、21件の許可が処分決定いたしました。 ————— 議案第3号 —————
議	長	議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について提案いたします。整理番号1番について10番農業委員の報告を求めます。
10番 農業委員		議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定についてのうち整理番号1番について、去る1月23日に事務局の立ち合いのもと、6番推進委員、私10番農業委員の2名で共同調査をおこないましたので、10番が報告します。 申請人は、鹿児島市紫原にお住いの E J さんで、市外住民です。申出者は、株式会社Nです。 申請地は、伊佐市大口堂崎字池ノ頭 539 番 10、地目は畑で地積は 876 m²であり、除外目的は太陽光発電施設となっております。 所在地は、北さつま農協羽月支所から東へ約 500m に位置しており、東側は宅地、南側は宅地、北側は畑、西側は道路であり周囲に与える影響は

ないものと思われます。除外後は太陽光発電施設を建設する予定であります。この申請は具体的な計画があり、転用後の集団性、農作業の効率化に影響はありません。また、申請地を除外することで担い手への利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、配置図等が添付されています。調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号1番については意見決定いたしました。議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について、申請件数1件について1件が意見決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第4号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、
農 業 委 員 去る1月23日に申請人の立ち合いのもと、1番推進委員、7番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、4番が報告します。

申請人は、伊佐市大口曾木にお住いの KMさんです。

申請地は、伊佐市大口大島字ツクミ田1026番1、地目は畑、地積は311㎡です。

申請地の所在地は、スーパーセンターニシムタ大口店から南西へ約600mに位置しており周囲の状況は、東側は宅地、西側は雑種地、南側は宅地、北側も宅地であります。

非農地になった時期及び理由としては、昭和52年頃から一部に家が建

		っており、現在も家の敷地の一部であるため、既に農地としての機能は無くなり現在に至っているとのことです。 調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。議案第4号「非農地証明願」については、1件の申請のうち1件の非農地証明が決定いたしました。
議	長	その他、事務局お願いします。
事 務 局		総会資料の最終ページをご覧ください。1月の月例報告を致します。10日(金)1月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され案件なしのため欠席しております。16(木)から27(月)にかけて地区別地域計画説明会が開催され委員及び事務局が出席しております。17日(金)始良・伊佐地区農業委員会農地利用最適化推進会議がみそめ館で開催され委員及び事務局が出席しております。23日(木)現地調査を一斉に行いました。本日28日(火)第10回農業委員会総会です。 2月の行事予定ですが、5日(水)2月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、21日(金)が現地調査予定、28日(金)が第11回農業委員会総会です。月例報告は以上です。
議	長	その他、皆様から何かございませんか。
事 務 局		事務局からでございますが、今年4月から基盤法からバンク法に代わることで委員の方から説明をしてほしい旨の要望がございました。今、県農業会議の方でバンク法についての農業委員会向けのワンポイント講座と

	いう資料を作成しているところでございます。2月の総会でその資料を基に説明をさせていただきたいと思ひます。
議 長	その他、皆様から何かござひませんか。 (「なし」という声、あり。)
事務局 長	以上で、令和6年度第10回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。 一同礼。おつかれ様でした。 【終了時間 午前9時43分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 4 番

伊佐市農業委員 5 番